

○被害少年カウンセリングアドバイザー運用要綱の制定について

平成23年3月31日例規（少）第28号

改正

平成29年9月29日例規（総）第82号

令和4年9月9日例規（少）第61号

令和6年3月22日例規（務・少）第30号

この度、「被害少年カウンセリングアドバイザー及び被害少年サポーターの運用要綱の制定について」（平成11年12月27日例規（少）第73号）の全部を改正し、別記のとおり被害少年カウンセリングアドバイザー運用要綱を定め、平成23年4月1日から実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

別 記

被害少年カウンセリングアドバイザー運用要綱

1 趣旨

この要綱は、大阪府警察少年警察活動規程（平成20年訓令第3号）第71条第1項に規定する継続的支援の実施に関し、同訓令第2条第8号に規定する被害少年（以下単に「被害少年」という。）の特性に応じた適切な支援活動をより効果的に行うため、被害少年カウンセリングアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の運用について、必要な事項を定めるものとする。

2 委嘱等

（1） 委嘱

警察本部長（以下「本部長」という。）は、少年課長の推薦に基づきアドバイザーを委嘱するものとする。

（2） 任期

ア アドバイザーの任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

イ アドバイザーが欠けた場合において新たに委嘱したアドバイザーの任期は、前任者の残任期間とする。

（3） 推薦要領

ア 少年課長は、必要に応じ、書面により生活安全部長を経由して本部長にアドバイザーの推薦を行うものとする。

イ 少年課長は、アドバイザーの推薦に当たっては、次のいずれにも該当する者のうちから、アドバイザーに適していると認められる者を選考するものとする。

（ア） 臨床心理、医療、カウンセリング等の専門的知識を有する大学の研究者、精神科医、臨床心理士、カウンセラー等のいずれかの職にある者

（イ） 被害少年に対する支援活動についてよく理解し、人格及び行動について社会的信望を有する者

（4） 解嘱

本部長は、アドバイザーに次に掲げる事由が生じた場合は、その委嘱を解くことができるものとする。

ア 辞職の申出があったとき。

イ 長期の療養を要する疾病にかかったとき。

ウ 法令に違反する行為があったとき。

エ 社会道徳上、ふさわしくないと認められる行為があったとき。

3 任務等

（1） 任務

アドバイザーの任務は、被害少年に対する支援活動に関して、継続補導及び継続的支援並びに触法指導実施要領（平成21年12月28日例規（少）第95号）第8の1に定める実施担当者（以下単に「実施担当者」という。）、少年補導職員に対し、被害少年の特性に応じた適切な支援活動のための指導・助言又はカウンセリング技術の指導を行うこととする。

（2） 活動拠点

アドバイザーの活動拠点は、原則として少年サポートセンターとする。ただし、少年課長が必要と認めた場合は、少年課においてその職務を行う。

4 運用

- (1) アドバイザーの運用は、少年課長が行うものとする。
- (2) 警察署長は、実施担当者の支援活動についてアドバイザーの指導・助言を必要とする場合は、指導・助言要請書（別記様式第1号）により、生活安全部長（少年課）に要請するものとする。
- (3) 実施担当者は、アドバイザーから指導・助言を受けた場合は、その内容をアドバイザーからの指導・助言記録（別記様式第2号）に記載し、警察署長に報告するものとする。